

目 次

教育委員会規則

- 北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第13号）

1 趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に鑑み、北海道個人情報保護条例（以下「条例」という。）が改正されたことに伴い、条例において実施機関が定めることとされた所要の事項を定めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 条例第2条第1号の2の規定に基づき、個人識別符号とする文字、番号、記号その他の符号を定めることとした（第1条の2関係）。
- (2) 条例第2条第3号の2の規定に基づき、人種、信条、社会的身分、病歴などに加えて要配慮個人情報とする記述等を定めることとした（第1条の3関係）。
- (3) 個人情報取扱事務登録簿の「個人情報の記録項目」に個人識別符号及び要配慮個人情報の区分を加えるなど、所要の整備を行うこととした。（別記第1号様式関係）。
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成29年5月30日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年5月23日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第13号

北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則（平成6年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

（個人識別符号）

第1条の2 条例第2条第1号の2の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして教育長が定める基準に適合するもの
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された教育長が定める文字、番号、記号その他の符号

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして教育長が定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第1条の3 条例第2条第3号の2の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の教育長が定める心身の機能の障害があること。

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第2条第4項中「北海道教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

登録番号		機関名		局（室）課名	
登録年月日	年 月 日	事務の開始年月日	年 月 日		
事務の名称					
事務の目的					
事務所管する組織の名称					
個人情報の対象者の範囲					
	基本	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴	家庭生活	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐

個人情報の記録項目	的 事 項	☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐	要 配 慮 個 人 情 報	☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する 手続 ☐ 少年の保護事件に 関する手続	社 会 生 活	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・し好 ☐	
	個 人 識 別 符 号	☐ 身体の特徴を電算 化した符号 （ ） ☐ 旅券番号 ☐ 基礎年金番号 ☐ 運転免許証番号 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ☐		☐ 法令等 ☐ 犯罪の予防等 ☐ 審査会意見		資 産 ・ 収 入	☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況 ☐
				そ の 他		☐	
個人情報の収集先	☐ 本人 ☐ 本人以外（条例上の根拠：条例第7条第3項第 号該当） ☐ 実施機関内 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間法人・団体 ☐ 私人 ☐ その他						
個人情報の 経常的な提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間法人・団体 ☐ 私人 ☐ その他						
個人情報の処理形態	☐ 電子計算機処理を含む。（オンライン結合 ☐ 無 ☐ 有） ☐ 電子計算機処理を含まない。（手書き処理）						
外部委託の有無	☐ 無 ☐ 有						
備 考							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

附 則

この教育委員会規則は、平成29年5月30日から施行する。

